

暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（地域モデル実装型） を実施する補助事業者の公募についての公示

令和8年9月16日

国土交通省住宅局長 佐々木 俊一

この度、暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（地域モデル実装型）を実施する補助事業者の公募について公示する。

※提案があったものから随時審査・採択を行うため、予算上限に達した場合は、受付を終了する。

1. 事業の目的

本事業は、地域に根づいた住宅生産の担い手不足への懸念や大規模災害リスク等を踏まえ、地方公共団体と締結する災害協定等の内容に応じ、一定のエリアにおいて横連携を図る地域の住宅生産事業者等で構成されるグループ（以下「地域グループ」という。）が災害発生時に備えて実施するモデル的取組を支援することで、大規模災害発生時における地域の担い手の確保及び木造応急仮設住宅等の早期供給等の初動対応の迅速化に資することを目的とするものである。

2. 補助対象とする事業の概要

【地域モデル実装型】

実施主体：地域協議会（地方公共団体と原則として複数の地域グループ※により構成）

※以下のいずれかに該当するものとする

- ・令和7年度広域モデル策定型の採択を受け、事業を実施した地域グループ
- ・令和8年度広域モデル策定型の採択を受け、事業を実施している地域グループ

実施内容：地域グループが行う広域モデル策定型の成果を踏まえ、地域協議会が実施する木造の応急仮設住宅（恒久利用を前提としたもの）、復興住宅等（以下「モデル住宅等」という。）のモデル的整備

補助率：1／2

補助限度額：（応急仮設住宅）5,000千円／戸

（復興住宅）12,500千円／戸 等

3. 補助対象とする事業者の要件

本事業への参加は、地域協議会であって、次の（1）から（5）までの全てを満たすことを要件とする。また、法人格を有する代表地域グループまたは地域協議会事務局が、代表申請者（補助事業者）として手続きを行うこと。

- （1）補助事業を適確に遂行するに足る実施方法等の企画能力を有すること。
- （2）補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な体制、専門知識を有する人員等（代表者、事業実施責任者等）を有していること。
- （3）補助事業の適切な遂行に必要な組織・人員、経理その他の事務について適確な管理

体制及び処理能力（会計帳簿、監査体制等）を有していること。

（４）補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

（５）補助事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

※ 過去３カ年度内に住宅局所管事業補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことのある者は、本補助金への申請を原則として制限する。

※ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団もしくは暴力団員を利用している者、資金等の供給もしくは便宜の供与等により直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者、または暴力団もしくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者は、本補助金への申請を制限する。

4. 事業期間（予定）

採択後 ～ 令和 9 年 2 月下旬

＜想定スケジュール＞

- ・ 採択及び査定額の通知 提案書受領後 随時
- ・ モデル住宅等の竣工 令和 9 年 2 月下旬
- ・ 完了実績報告 令和 9 年 2 月下旬

※ モデル住宅等の本体の整備については、採択後に着手（モデル住宅等の着工、または既存住宅等の取得・改修工事の着手）し、令和 9 年 2 月下旬までに完了する計画とすること。ただし、事業開始後に期限までの完了が困難となった場合には交付事務局に相談すること。

5. 事業の要件

補助を受けようとする事業は、次の（１）から（５）までの全てを満たすことを要件とする。

（１）モデル住宅等は、１年間以上展示住宅として活用すること。ただし、事業の趣旨に鑑み、展示住宅としての用途に加えて、地域の防災力向上又は災害発生時の初動対応の迅速化に資する用途（以下「特定用途」という。）に供することも差し支えない。

※ モデル住宅の管理期間が処分制限期間（展示住宅としてのみ活用する場合には 7 年、それ以外の場合には 10 年。以下同じ）未満である場合には、その期間に応じて補助額が減額されるので留意すること。

なお、特定用途としては、例えば以下に掲げる活用方法を想定しているが、それ以

外の活用方法を提案することを妨げない。ただし、当該モデル住宅等において収益事業を行ってはならない（社会通念上相当と認められる金額の使用料等を徴収することを妨げるものではない。）。

<特定用途のイメージ>

- ・避難訓練等において、地域住民等の体験施設として活用
- ・発災時の被災者・ボランティア・建設事業者等の臨時の宿泊施設としての活用
- ・応急仮設住宅建設用の資材として活用が期待される新材料・新素材等の実証
- ・地域の住宅建設技能者等の技能訓練・研修の場としての活用

（２）整備する復興住宅は、ZEH水準^{※１}に適合すること。

（３）整備するモデル住宅等（新築に限る。）は、次の①～④に該当するものではないこと。

- ① 「土砂災害特別警戒区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」又は「地すべり防止区域」に該当する区域内に存する住宅
- ② 都市再生特別措置法第 88 条第 5 項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第 3 項の規定による勧告に従わなかった旨が公表されている住宅
- ③ 市街化調整区域に立地する住宅であって、「土砂災害警戒区域」又は「浸水想定区域」^{※２}に該当する区域内に存するもの
- ④ 市街化調整区域以外の区域に立地する住宅であって、「土砂災害警戒区域」又は「浸水想定区域」^{※２}に該当する区域内かつ「災害危険区域」内に存するもの

（４）採択後に着手（モデル住宅等を着工）し、令和 9 年 1 月 29 日（金）までに整備が完了する計画とすること。ただし、事業開始後に期限までの完了が困難となった場合には交付事務局に相談すること。

（５）原則として工事請負契約によるものとし、交付申請時に見積書とともに事業費の根拠として提出すること。なお、契約においては、原則として、地域協議会事務局または代表地域グループが発注者となり、それ以外の地域グループまたは地域グループに所属する構成員が請負者となること。

これによりがたい場合には、交付申請前に、暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（地域モデル実装型）交付事務局に相談すること。

※１ 強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条の 2 第 1 項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級 5 以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。））を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。

※２ 水防法第 14 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する「洪水浸水想定区域」又は同法第 14 条の 3 第 1 項に規定する「高潮浸水想定区域」であって、浸水想定高さ 3 m 以上の区域をいう。

6. 公募説明書の交付期間及び担当部局等

(1) 交付期間

公示日から令和8年11月30日（月）18:00 まで

(2) 担当部局

暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（地域モデル実装型）評価事務局
（一社）環境共生まちづくり協会

電子メール chiikimodelΣkkj.or.jp

※「Σ」を「@」に変更して送信してください。

(3) 方法

上記担当部局にて電子媒体をもって配布する。

公募説明書の交付を希望する場合は、(2)の電子メールアドレスへその旨連絡すること。

(4) 応募に関する質問の受付

応募に関する質問は、電子メールにて受け付ける。来訪等による問い合わせには対応しないので留意すること。

7. 提案書等の提出期限及び方法

(1) 提出期限

令和8年11月30日（月）18:00 まで（必着）

※上記にかかわらず、予算上限に達した場合は、受付を終了する。

(2) 提出先

6. (2) の担当部局

(3) 方法

以下のソフト及び形式で作成したデータを電子メールで提出すること。

Just System 一太郎

Microsoft Word

Microsoft Excel

Adobe Acrobat Reader

(4) 提出に当たっての留意点

- ・当該文書の真正性を担保するため、以下①～③に従うこと。
 - ① 申請の担当者を複数名含めた送信とすること
 - ② メール件名に正式な申請である旨を記載すること（例：【正式申請：〇〇協会】令和8年度暮らし安事業（地域モデル実装型）提案書）
 - ③ ①、②の要件を満たすメールを交付年度終了後10年間保存すること
- ・着信を確認すること。
- ・提案書は、極力10メガバイト程度以内とすること。

8. 審査・採択方法

提出された提案書等について、公募説明書に掲げる補助要件への適合有無について評価事務局が総合的に審査し、補助要件に適合すると判断された地域協議会に対して、令和8年度予算の範囲内において、国土交通省が採択及び配分額の決定を行う。

9. 留意事項

(1) 不適切な行為に対する措置

本事業の実施に当たり不適切な行為があった場合は、必要に応じ、次の措置を講じる。

- ・ 国土交通省が発注する業務に関する指名の停止
- ・ 国土交通省住宅局の他の補助事業又は委託事業への応募又は応札の制限
- ・ 補助事業者等の名称（法人の代表者、役員、経理に関する監査責任者の名称を含む。）、不適切な行為の内容等の公表
- ・ 補助事業者が建設業者、宅建業者等の許可等を得ている者の場合は、監督官庁への通報
- ・ 建築士又は建築士事務所が関与した場合は、監督官庁への通報

(2) 経理に関する留意事項

- ・ 本事業の着手に当たっては、本事業の経理に関する管理責任者を選任し、人件費に関する補助金が含まれる場合は、事業への従事状況を把握する体制を申告すること。
- ・ 人件費に関する補助金が含まれる場合は、業務日報等の従事状況を確認することができる書類等（業務管理システムのデータ、業務に係るメールの履歴、開催日時が記録された会議記録等）を保存し、国土交通省の求めに応じて、当該書類等の写しを提出すること。
- ・ 国土交通省の求めに応じて、本事業の実施期間中に、経理に関する検査、本事業に従事する者へのヒアリング調査等に対応すること。
- ・ 人件費に係る消費税は、補助金の交付対象とならない。
- ・ 本事業が完了したときは、本事業の経理に関する監査の実施報告書を提出すること（監査役又は監事がない場合は、経理に関する管理責任者以外の役員等が行うものとする。）。

(3) 内部取引（関係会社等からの調達）に関する留意事項

- ・ 本事業の交付申請には、関係会社等[※]からの調達をしない場合は、その旨を宣誓する宣誓書を添付すること。
- ・ 本事業の実施に当たり、関係会社等からの調達をする場合は、原則として関係会社等以外の2者を含めた3者以上の見積の結果から調達額が適正であることを示す資料を提出すること。
- ・ 虚偽の申請であった場合は、補助金の交付決定を取り消すことがある。

※ 「関係会社」とは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるものをいい、これに補助事業者の役員が役員に就任している法人を含め「関係会社等」とする。

(4) 事業実施に関する留意事項

交付決定後、事業実施中に募集説明書等に定める要件を満たさなくなり適正に完了されない場合は、補助金を交付しないことがある。また、補助金の支払われた事業が、事業完了後に募集要項等に定める要件を満たさなくなった場合は、合理的な事由があるときを除き、原則として補助金の返還を求めることとする。

（５）補助事業完了後のモデル住宅等の管理に関する留意事項

- ・ 整備したモデル住宅等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。
- ・ 整備したモデル住宅等は、処分制限期間内に国土交通大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けないで処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または取り壊すこと等をいう。以下同じ。）してはならない。当該モデル住宅等を処分する場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条の規定に基づき、交付事務局を通じて国土交通省まで事前に相談すること。
- ・ 提案時に想定していたモデル住宅等としての活用想定期間に対し、その期間内に処分する場合には、当該活用想定期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額の国庫納付を求めることがある。
- ・ また、大臣の承認を得た場合でも当該財産を処分したことにより収益収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部または一部を交付事務局に納付させる可能性がある。

１０．その他

- （１）手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- （２）関連情報を入手するための照会窓口は 6.（２）に同じ。
- （３）提案書等の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- （４）提出された提案書等は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- （５）提案書等に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書等を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- （６）採択された提案書等は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択されなかった提案書等は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を、提案書等を提出する際に申し出ること。
- （７）詳細は公募説明書による。

以上

暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業

地域に根づいた住宅生産の担い手不足への懸念や大規模災害リスク等を踏まえ、地方公共団体と締結する災害協定等の内容に応じ、一定のエリアにおいて横連携を図る地域の住宅生産事業者等で構成されるグループが災害発生時に備えて実施するモデル的取組に対して支援を行う。

現状・課題

- 今後30年以内に南海トラフ地震や首都直下地震の発生が高確率で想定される中、災害発生時の被災者の住まいの確保において中心的な役割を果たす中小工務店等の持続可能性の確保が不可欠
- また、地域に根づいた中小工務店等における担い手不足が懸念されるなど、今後、地域における安定的な住宅供給・維持管理が困難となる可能性



令和6年能登半島地震で整備された木造応急仮設住宅

事業イメージ

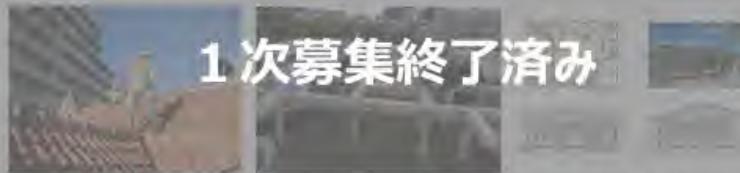
以下の取組により、地方公共団体との災害協定等の内容充実化及び防災性向上マニュアルの整備を通じた木造応急仮設住宅等の早期の供給促進を図る。

大規模災害発生時における地域の担い手の確保及び木造応急仮設住宅等の早期供給等の初動対応の迅速化に資する
先導性の高い取組への支援

【広域モデル策定型】

木造応急仮設住宅等の設計図作成、整備体制構築等の事前検討、
防災時対応に必要な建築技能習得のための研修や訓練等のモデル的取組

1次募集終了済み



被災住宅の応急修理の
訓練のイメージ

木造応急仮設住宅の
早期供給に向けた訓練のイメージ

復興住宅モデルハウスの
作成のイメージ

補助率等

【広域モデル策定型】
【地域モデル実装型】

取組主体：地域グループ
整備主体：地域協議会※2

補助率：定額
補助率：1/2

補助限度額：1,000万円／地域グループ

【地域モデル実装型】

木造応急仮設住宅（恒久）や復興住宅等の
モデル的整備



木造応急仮設住宅の
モデル的整備のイメージ



復興住宅の
モデル的整備のイメージ

試行
フィード
バック

※1 事業主体として、地方公共団体との災害協定等の締結、若手入職・定着に係る取組の実施及び住宅生産事業者等の連携体制の構築を要件とする。
※2 地方公共団体及び原則として複数の地域グループで構成されるものとする。

将来像

- 官民の連携体制構築により、住まいの確保に係る防災性向上等に取り組む地域の担い手の確保を促進
- 防災性向上に資するモデル的取組の全国展開等により、大規模災害発生時における初動対応を迅速化